

人材開発支援助成金（人への投資促進コース） 事前確認書

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の職業訓練実施計画届（様式第 1-1 号）を提出するにあたり、下記の注意事項に該当する場合は助成の対象外となることについて了解し、確認した上で別紙計画届のとおり申請します。なお、この確認書の記載事項に係る確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力します。

年	月	日	事業主	〒
				住所
				名称
				氏名
				電話番号
			代理人	〒
			または	住所
			社会保険労務士	名称
			(提出代行者・	氏名
			事務代理者)	電話番号

労働局長 殿

○人材開発支援助成金（人への投資促進コース）を利用するにあたっての注意事項

- (1) 提出した計画に関して管轄労働局長の補正の求めに応じない事業主
- (2) 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出しない又は提示しない、または管轄労働局の実地調査（訓練実施中の確認、講師、受講者への聴き取り等）に協力しない等、審査に協力しない事業主
- (3) 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、5年間保存していない事業主
- (4) 訓練実施日に、事前連絡をせず訓練が行われる訓練実施確認行為に協力をしない事業主
- (5) 職業訓練実施計画届（様式第 1-1 号）の提出前に訓練を開始した場合。また、職業訓練実施計画届を届出事業所の所在地管轄する労働局に、訓練開始日から起算して1か月前まで[※]に提出しない事業主
[※] 新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等であって、雇い入れ日から訓練開始日までが1か月以内である訓練等の場合は、訓練開始日から起算して原則1か月前まで。
- (6) 既に届け出ている訓練計画に変更が生じた場合は当初計画（変更前の計画）していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに、変更届を提出していない場合
- (7) 所定労働時間外・休日（振替休日は除く）に OFF-JT の賃金助成、OJT の実施助成を実施した場合
- (8) 事業主が訓練に係る経費を支給申請日までに全額負担していない場合[※]（訓練経費の支払後返金がある場合を含む。）
[※] 業務命令によって、従業員に対して訓練を受講させた場合、訓練経費を従業員に負担させた事業主は支給対象外となります（自発的職業能力開発訓練及び育児休業中訓練を除く）。また、自発的職業能力開発訓練により従業員の申し出による自発的な訓練の受講を支援する場合は、訓練実施期間中に負担した経費が支給対象となります。
- (9) 訓練等を受ける期間、当該訓練等を受ける被保険者に対して賃金を適正に支払わない場合[※]
[※] 自発的職業能力開発訓練を除く。
- (10) 実際に実施した助成対象となる実訓練時間数が 10 時間未満^{※1}（自発的職業能力開発訓練の場合は 20 時間未満^{※2}）の場合
^{※1} e ラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等（一般教育訓練等を除く。）の場合は標準学習時間が 10 時間未満又は標準学習期間が 1 か月未満。定額制訓練の場合は、各支給対象労働者の受講時間数の合計の時間数が、支給申請時において 10 時間未満。
^{※2} e ラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等（一般教育訓練等を除く。）の場合は標準学習時間が 20 時間未満又は標準学習期間が 2 か月未満
- (11) 定額制訓練において、全体の講座数に占める趣味教養を身につけることを目的とした講座数の割合が 5 割以上の場合
- (12) 定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練のうち定額制サービスによる訓練において、訓練の実施期間中に支給申請をした後、契約期間の終了日前に当該契約を解約した場合及び契約期間の終了日まで契約を維持したが届け出た訓練が継続されなかった場合
- (13) 訓練終了日（資格・試験を受験する場合は受験日）の翌日から起算して 2 か月以内の支給申請期間内に申請を行わない場合
- (14) 訓練開始日、支給申請日及び支給決定日の時点において、雇用保険適用事業所でない事業所

【記載上の注意】

本書は、申請にあたっての注意事項を了解いただいたことの申立書となります。代理人が支給申請等に係る手続きを代理する場合であっても、必ず申請事業主自身が内容をご確認いただき、確認した年月日と事業主欄をご記載ください。